三股町ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

三股町が行うふるさと納税運営業務及び地域経済活性化に資する取組の一部を民間事業者（以下「受託者」という。）に委託することにより、本町への寄附金の増加、本町の魅力発信及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 業務内容

（1） 業 務 名　三股町ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託

（2） 業務内容　別紙「三股町ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

（3） 履行期間　契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※本業務における寄附の受付については、令和 9 年 4 月 1 日から開始するものとし、契約締結の日から受付開始までの間は、業務開始の準備期間とし、当該準備期間中は、受託者の責任において行い、当該準備期間中に発生する費用等については、受託者が負担するものとする。

（4） 契約限度額　令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に、本町が指定するふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）を通じて本町が受領した寄附金額に、6.5％を上限とする委託料率を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

※ただし、見積書には、委託料率及び当該料率に基づく見積金額を記載すること。見積金額は、本プロポーザルにおける価格評価及び比較のために用いるものであり、予定価格を示すものではない。

※令和 9年度の想定寄附件数及び寄附金額は、25,000 件、4.5 億円

※令和 10 年度の想定寄附件数及び寄附金額は、33,000 件、6億円

※令和 11 年度の想定寄附件数及び寄附金額は、55,000 件、10 億円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人又はその他団体（以下、「法人等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（3） 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（4） 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

（5） 法人等にあっては三股町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者が構成員に含まれていない団体であること。

（6） 業務提案書等の提出期限から契約締結の前日までの間に営業停止処分を受けていないこと。

（7） 国税及び市町村税について滞納がないこと。

（8） 事業の主旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

（9） 本町の指定するポータルサイトの利用を前提として業務遂行が可能であり、ポータルサイトより抽出する寄附情報データを本町が利用している寄附管理システム「ふるさと納税 do」（株式会社 Workthy）で取込・管理が可能であること。

（10） 提案業務又は類似する業務を、同一自治体で継続して 3 年以上受託した実績を有していること。

4．スケジュール

（1） 募集開始	令和 8 年 11 月 20 日（金）
（2） 参加申込書類受付期間	令和 8 年 11 月 20 日（金）～12 月 3 日（木）
（3） 質疑受付期間	令和 8 年 11 月 20 日（金）～25 日（水）
（4） 参加資格審査結果通知	令和 8 年 12 月 11 日（金）
（5） 業務提案書の提出期限	令和 8 年 12 月 21 日（月）
（6） プレゼンテーション	令和 8 年 12 月 24 日（木）
（7） 審査決定通知	令和 8 年 12 月 25 日（金）
（8） 契約締結	令和 9 年 1 月上旬予定

※ただし、各実施日は、事務の都合等により変更することがある。

5．実施要領等の配布

本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、町の公式サイトからダウンロードすること。

6．参加申込書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書の関係書類を提出すること。なお、期限までに関係書類を提出しない者又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

（1） 受付期間

令和８年11月20日（金）から12月３日（木）午後５時まで（必着）

（2） 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※一式を下記「（4）提出書類」の順にまとめて、1部提出すること。

※なお、郵送の場合は書留など記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

（3） 提出先

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松１番地１

三股町企画商工課（ふるさと納税推進係）

※封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

（4） 提出書類

①参加申込書（様式第１号）

②誓約書兼同意書（様式第２号）

③国税の納税証明書（発行日から３ヶ月以内、写し可）

※「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明（納税証明書その３の3）

④市町村税の納税証明書（発行日から３ヶ月以内、写し可）

※本店所在地の市町村納税証明書

⑤履歴事項全部証明書（発行日から３ヶ月以内、写し可）

⑥事業者概要書（様式第３号）※会社のパンフレット等がある場合は添付すること。

⑦業務実績書（様式第４号）

⑧業務を担う事務所設置実績（様式第５号）

（5） 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

7. 質疑の受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、実施に関する事項に限ることとし、質問書（様式第７号）を電子メール又はFAXにより送付すること。なお、質疑に対する回答書は本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

（1） 受付期間

令和８年11月20日（金）から令和８年11月25日（水）午後５時まで（必着）

（2） 提出方法

問い合わせ先に電子メール又はFAXにより送付すること。

E-mail furusato@town.mimata.miyazaki.jp

FAX 0986-36-6194

※質問書の提出後、必ず電話により受信確認を行うこと。

（3） 質問書の回答予定日

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、令和 8 年 11 月 27 日（金）に町の公式サイト上に掲載し、個別には回答しない。

8. 参加資格要件の審査

本要領に定める参加資格要件を満たすか審査を行い、5 者を超える参加申込がある場合は、書類審査のうえ、上位 5 者に対して業務提案書の提出を求めるものとする。参加資格審査結果は、令和 8 年 12 月 11 日（金）までに様式第 1 号に記載された連絡先へメールで通知する。

9. 業務提案書の提出

審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより業務提案に係る書類を提出すること。

（1） 提出期限

令和 8 年 12 月 21 日（月）午後 5 時まで（必着）

（2） 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※一式を下記「（4）提出書類」の順にまとめて製本し、原本 1 部、副本 7 部提出すること。

※なお、郵送の場合は書留など記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

（3） 提出先

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

三股町企画商工課ふるさと納税推進係

※封筒に「プロポーザル業務提案書在中」と朱書きすること。

（4） 提出書類

①業務提案届出書（様式第 8 号）

②業務提案書（任意様式）

③業務実施体制書（様式第 9 号）

④見積書（様式第 10 号）

（5） 業務提案書に記載する事項

業務提案書には、仕様書の内容を踏まえつつ、次の事項に関する内容を記載すること。

①業務の実施方針（提案力）

仕様書の内容を踏まえ、業務の内容ごとに参加者が有する体制、強み、ノウハウを活かしてどのように実施していくのか詳細に記載すること。また、受託後、目標とする寄附額について記載し、可能な限り、設定した目標の根拠を記載すること。

②返礼品のPR（表現力）

返礼品については、その魅力が寄附者に伝わることが重要であることを鑑み、楽天ふる

さと納税での掲載イメージを記載すること。また、ポータルサイト掲載までの流れ、掲載までの期間等を記載すること。

③新規返礼品提供事業者の開拓、新規返礼品の企画・開発及び既存返礼品のブラッシュアップ

仕様書第 7 項に定める成果目標の達成に向け、新規返礼品提供事業者の開拓、新規返礼品の企画・開発及び既存返礼品のブラッシュアップについて、具体的な手法、年間の実施工程、実施体制及び期待される効果を記載すること。

④返礼品提供事業者及び本町との連携・協議体制

返礼品提供事業者及び本町との綿密な連携・協議を行うための体制、担当者、訪問・連絡の頻度、定例会議の運営方法、情報共有ツールの活用方法、相談・苦情への対応方法等を具体的に記載すること。

⑤返礼品の発注、配送管理等

返礼品の発注、在庫管理及び配送管理等に当たり、返礼品提供事業者の業務負担を最小限に抑える方法について記載すること。

⑥寄附獲得に向けたロードマップ（計画力）

契約期間内における寄附獲得に向けた取組み（RPP 等の広告、メルマガ配信等）について記載すること。

⑦コールセンターの体制

⑧自社の優位性

（6） 作成上の留意点

①業務提案書は任意様式とするが、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。また、提案書は、原則としてA4 サイズ、両面印刷で作成すること。なお、A3 サイズの使用は、やむを得ない場合にのみ使用し、片袖折にし、A4 サイズとすること。

②業務提案書のページ数の限度は設けないが、20 分以内で説明できる内容とすること。

③業務提案書は、1 者につき 1 提案とする。

④見積金額は、本業務の契約限度額を超えないこと。

10．業務提案書の審査方法

（1） 提案内容の審査

業務提案書の審査については、三股町ふるさと納税運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、業務提案者に対し、業務提案書に係るプレゼンテーションを求め、その内容を別紙「三股町ふるさと納税運営業務委託に係るプロポーザル審査基準表」（以下「審査基準」という。）に基づき、公平かつ客観的に審査する。

（2） 業務提案者によるプレゼンテーション

①実施会場　三股町役場を予定しているが、詳細な場所等は別途通知する。

②予 定 日　令和 8 年 12 月 24 日（木）※予定（日程については別途通知する。）

③所要時間　1 者 30 分以内とする。（説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）
※準備時間等は除くものとする。

④説　　明　提出した業務提案書に沿って説明すること。追加資料については配布しないものとする。

⑤説 明 者　出席者は、本プロポーザルを担当する実務者を含み、1 者につき 3 人以内とする。

※プロジェクター、スクリーン、電源は本町で用意可能であるが、パソコン及びその他必要な機材については提案者が持参すること。なお、プロジェクターとの接続はD-sub15 ピン端子による接続に対応していること。

（3） 審査の方法及び受託候補者の決定

①選定委員会は、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。

※なお、業務提案書を提出した事業者が 1 者のみの場合にあっても、プレゼンテーションを実施の上、当該事業者の選定の可否を決定する。

②全選定委員会委員の合計評価点の平均を算出し、平均点数が最も高い提案者を優先受託候補者として選定し、次に点数が高かった者を次点の候補者とする。なお、平均点数が最も高い者が 2 者以上いる場合は、審査基準における「提案内容」の総得点が最も高い者を優先受託候補者として選定し、「提案内容」の総得点が同じ場合は、見積委託料の一番低い参加事業者を優先受託候補者として選定する。

③②に関わらず、合計評価点の平均が満点（200 点）の 6 割未満の場合は、受託候補者として選定しない。

（4） 結果の通知

受託候補者の決定及び結果の通知・公表については、審査結果を町の公式サイトに掲載し、公表する。なお、審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

11. 契約手続

（1） 契約の締結

上記 10 により選定された参加事業者については、受託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、受託者の業務提案書の内容を基本として仕様書を作成するが、両者協議の上変更することがある。

（2） 選定後の契約締結辞退

受託候補者の選定後、特別な理由により契約の締結ができない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第 6 号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12．失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

①参加申込書を提出した後、提出期限内に業務提案書などの提出がされない場合

②業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

③見積額が見積上限額を超えている場合

④提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑥他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

⑦優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

⑧契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

13．その他留意事項

①提出された業務提案書などは返却しない。

②提出以降における業務提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。

③提出された業務提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。

④業務提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

⑤本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会委員長が定める。

14．問い合わせ先

三股町　企画商工課　ふるさと納税推進係（担当：飛松、大田）

（郵便物送付先住所）

〒889-1995　宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

（事務所所在地）

〒889-1902　宮崎県北諸県郡三股町五本松 10 番地 6

三股町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」内

TEL　0986-36-6171　　FAX　0986-36-6194

E-mail　furusato@town.mimata.miyazaki.jp